

基本理念

子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。

子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取り組みができるようになること。

県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第1章 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止基本方針の策定

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな生徒理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、生徒のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応を示す。学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。
- (6) 学校の基本方針の評価について、より実効性の高い取り組みを実施するため、いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルをいじめ防止基本方針に盛り込む。

2、いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

理事長、校長、教頭、その他の教職員等

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- (2) いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- (4) その他いじめの防止等に関すること。

第2章 いじめの防止

1 いじめ防止等への啓発活動

年々、インターネットを介したいじめの発生が増加している。情報機器を手にする児童の低年齢化が進んでいるため、今後は、本校でも、インターネットいじめの対策を推進していく。

- (1) ネット上の誹謗中傷やメールやLINEトラブル、ポータブルタイプのゲーム機、音楽プレーヤーでのトラブル等の予防のために、生徒への「情報モラル教育」等の指導を継続して行う。
- (2) 生徒への教育相談時には、ネットやゲーム機でのトラブルについても聞き取り、各学年が実態に応じて指導を実施する。
- (3) ネットいじめについては、被害拡大を防ぐために、学校法人誠恵学院や警察等の関係機関との連携を迅速に進める。

2 道徳心及び体験活動等の充実

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 生徒が主体的かつ自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- (3) 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- (4) いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- (5) 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

3 体験学習の実施

通学路清掃、沼津御用邸記念公園清掃、避難訓練（金岡保育所との連携）、薬学講座、教育講演会などの体験的な学習を充実させ、生徒の内面を育てていく。

4 教職員の資質向上に関わる措置

研修の充実

- (1) 教職員の資質向上のための校内研修
 - ・ いじめについての共通理解
 - ・ 職員向けの情報モラル研修会の実施
- (2) 生徒、保護者向け情報モラル研修会の実施
- (3) いじめについての共通理解
- (4) 公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を設ける。生徒指導の観点から参考にし合う。
- (5) 教職員の資質向上のための校内研修
- (6) 保護者、教員向け情報モラル研修会の実施
- (7) 生徒向け情報モラル研修会の実施

5 その他

- ・ アンケート(別紙1)を各学期毎に実施する。

第3章 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

いじめを『しない』、『させない』、『見逃さない』といったことを、普段から生徒に伝え、いじめの起こらない環境づくり、また生徒から教員、保護者へしっかりと相談できる（相談しやすい）環境づくりができるような学校、学級作りを行う。

いじめの訴え、いじめの目撃、いじめに関する情報があったら、該当生徒の担任および学年主任、学年の教員、養護教諭、部活動顧問、生徒課職員で情報を共有し、調査を行う。関係生徒からの聞き取り調査、学年でのアンケート調査を行い、事実関係を確認する。

※内容によっては、いじめとなるケース、いじめとならないケースの2つが考えられる。

該当する生徒一人ひとりに詳しく話を聞くと同時に教員側も複数で対応することを徹底する（様々な角度から状況を判断する）。

2 定期的な調査その他の必要な措置

・日常的な観察

授業だけでなく休み時間の様子などを観察し、声かけを行うなど様相チェックを心がける。

・情報収集

生活態度調査（いじめアンケート）や学級日誌、個人面談などを通して生徒の様子を確認、情報収集を行う。

※学校、家庭、教職員間、地域、それぞれのフィールドから、情報収集及び、実態の把握をする。

3 いじめの疑いのある事実を把握したときの措置

・速やかに該当生徒に聞き取り調査を行い、事実関係をはっきりとさせる。いじめにつながる行動をしない、させない、見逃さないようにする。

・いじめを受けている生徒にとって最も信頼できる教員が中心となり、指導体制を確立する。

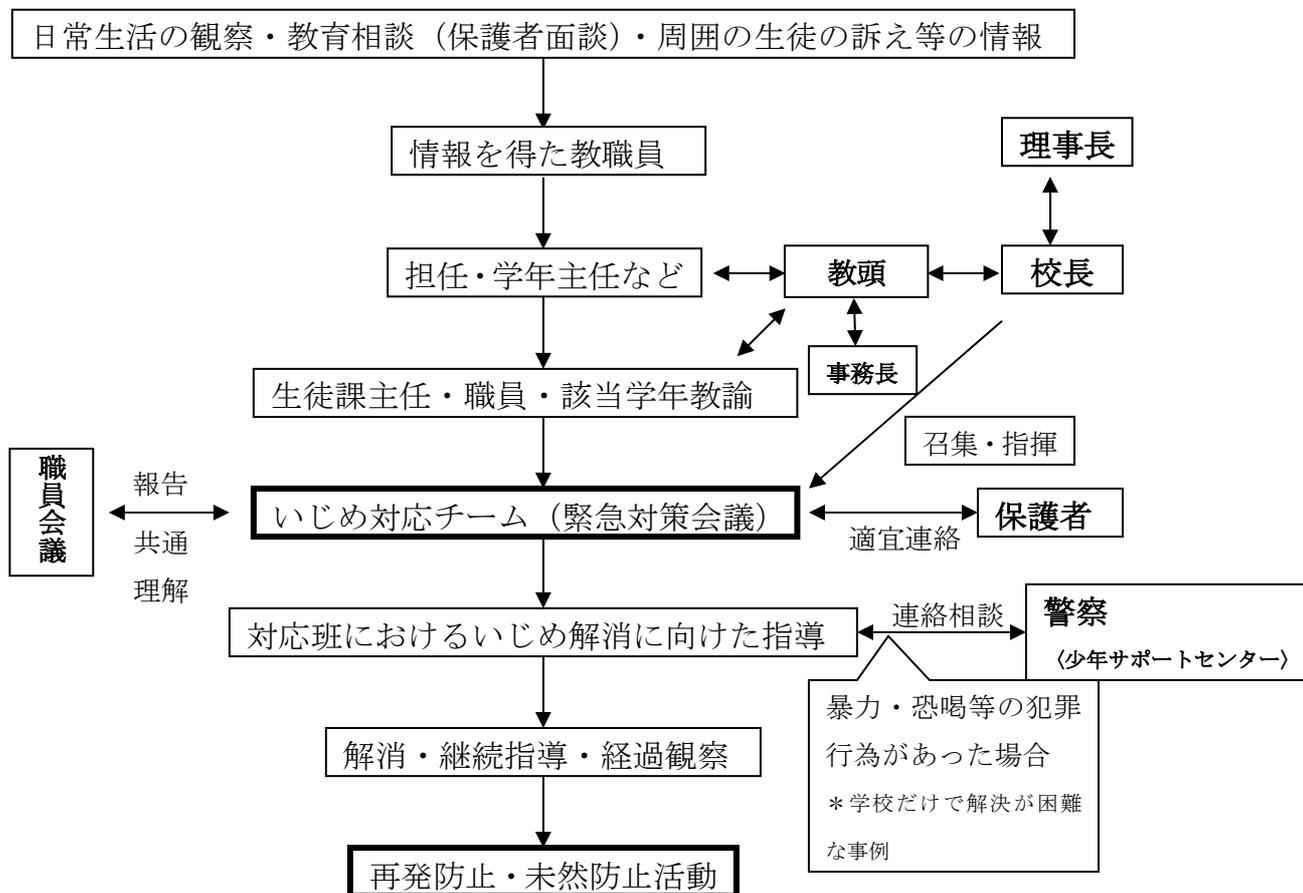
4 調査体制

・学校長および生徒課長の指示で、当該学年の教員および生徒課が中心となり、調査を行う。養護教諭や部活動顧問に協力を要請し、事態の悪化を避けるように調査、指導を行っている。

・無記名のいじめ調査を行っている。ホームルーム活動において、道徳教育を取り入れ、いじめ防止に努めている。また、インターネットやSNSなどを利用した人間関係のトラブル防止に努めている。

《学校の組織》（相談体制について）

①発見→②情報収集→③事実確認→④方針決定→⑤対応→⑥解消経過観察



- いじめ対応チームにおける緊急対策会議の流れ
1. 報告・共通理解
 2. 調査方針・分担決定
 3. 調査班編成 ※事案の状況により、メンバーの決定
(学年主任・生徒課職員・担任・養護教諭等)
 4. 報告・事実関係の把握
 5. 指導方針の決定、指導体制の編成
 6. 対応班編成 ※事案の状況により、メンバーの決定
(生徒課教員・学年主任・担任・部活動顧問・学校教職員等)

《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大事態が発生した時の対応》

- ・速やかに私学協会や警察等の関係機関へ報告する。私学協会の支援のもと、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学校および学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

第4章 いじめへの対処

1 事実の有無の確認を行うための措置等

(1) 事実確認の措置

必要に応じて質問表の使用や聞き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置を行う。

(2) 設置者への報告

調査結果について、学校の措置者に報告する。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒等への支援

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、また、その保護者に対する支援を行う。

(2) いじめを行った生徒等への対応

- ・いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行う
- ・家庭への連絡・相談や、事案に応じては、関係機関との連携をとる。

(3) 保護者間での情報の共有等

- ・保護者会と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする中で、生徒への関わり方についての啓発を進めたり、地域の生徒の見守りや情報提供を依頼する。

(4) 警察等との連携

- ・いじめの問題への対応において、学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察等との適切な連携が必要である。そのためには平素から学校が、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

(5) その他（学校独自の取り組みを）

- ・いじめ実態把握調査の他の、全生徒対象の本校独自のアンケート調査を毎年実施する。
- ・いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、夏休み前の面談週間等も有効に活用する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

法が定めるところのいじめによる重大事態が発生した場合は、直ちに静岡県私学振興室に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び静岡県におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、事実関係を明確にする。この調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止を目的として実施されるものとする。

※いじめ防止対策推進法28条が定める重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認めるとき。

(設置期間)

委員会は、常設の期間とする。

(2) いじめを受けた生徒等への対応

重大事態調査委員会による調査を行う時には、被害生徒・保護者の思いを踏まえて、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。被害生徒・保護者には、明らかになった事実関係等の情報は適切に提供されるとともに、被害生徒・保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(3) 学校の設置者・県への報告

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び静岡県に、その旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び静岡県と連携、協力して対応を行う。

報告に関する書式は別紙2を参照する。また、調査結果の報告は別紙3を参照する。

(4) その他

調査結果から明らかになった事実関係等を基に、いじめ防止に向けた具体的な取り組みの内容に反映させ、同種の事態の再発防止に努める。

(5) 重大事態調査委員会についての詳細

(構成)

A 重大事態の調査組織の設置について

①学校主体のいじめ対策委員会を設置する。基本的には教職員が中心だが、必要に応じて弁護士、医師、民生委員、少年サポーター等と連携する。

○管理職

- ・校内の統制と指揮
- ・学外への緊急支援要請
- ・報道機関への対応
- ・危機対応経過の整理
- ・教職員の健康チェック

○生徒指導担当

- ・全校生徒への対応
- ・現場での実践的対応
- ・警察等関係機関との連携

○総務・教務担当

- ・管理職の補助
- ・授業変更等の措置
- ・保護者・地域との連携

○学年・学級担当

- ・個々の生徒への対応
- ・保護者への連絡
- ・教室での心のケア

○養護教諭・教育相談担当

- ・応急処置と心のケア
- ・スクールカウンセラー・医療機関との連携

○その他の分掌

- ・教職員間の連携と補助
- ・臨機応変な対応

②静岡県教育委員会主体のいじめ問題調査委員会を設置する。学識経験者、弁護士、医師、民生委員、人権擁護委員などと連携する。

B 調査手順について

①いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも、より適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

②いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

C 報告について

学校、静岡県教育委員会又は学校法人は、いじめを受けた生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。その際、いたずらに個人情報保護を楯に説明等を怠ることがあってはならない。

その説明等を踏まえて、いじめを受けた生徒・保護者が希望する場合には、学校、静岡県教育委員会又は学校法人は、いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

知事が必要であると認める場合、第三者組織による調査（再調査）を実施する。この場合も学校、静岡県教育委員会又は学校法人は、いじめを受けた生徒・保護者に対して、再調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。

4 いじめへの対処に係る流れ

学校における、いじめへの対処に係る流れについては、別紙4の通り定める。

第5章 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

1 基本方針(第1章)に基づく評価項目

(1)いじめ発生からマニュアルに基づく実行

(2)未然防止活動と再発防止活動

- ・いじめに関するアンケートの年2回実施と分析
- ・記録の整理・進級する学年への引き継ぎ情報の作成と確認
- ・いじめ対策委員による研修・情報確認を通じた共通理解

(3)改善内容の全職員への伝達と共通理解

(4)保護者役員会、学級懇談会を通しての理解と確認

(5)マニュアルと記録に対する年度末の評価

(6) (1)～(5)の評価に基づくいじめ対策委員によるマニュアルの見直し・改善。これら評価は学校法人理事会、学校長が行う。